

2021年4月号

(2021年4月16日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

70歳までの就業確保、両立支援等助成金(コロナ特例)、デジタル化へのご協力

先々月、先月号でご紹介した同一労働同一賃金につきまして、多数お問い合わせいただきありがとうございました。皆様
の関心の高さや何とかして取組みたいというお気持ち大変嬉しく思います。今月は、2021年4月から始まる70歳までの
就業確保(現状は努力義務ですが、数年先には義務になると考えられます)などを紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆70歳までの就業確保

高齢者雇用安定法が改正され、2021年4月から70歳までの就業確保措置を講じることが努力義務になりました。
改正後はどのような内容なのかを改正前と比較してみます。

No	改正前(義務)	改正後(努力義務)
①	65歳までの定年引上げ	70歳までの定年引上げ
②	65歳までの継続雇用制度の導入	70歳までの継続雇用制度の導入
③	定年の廃止	
④	—	70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤	—	70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a.事業主が自ら実施する社会貢献事業 b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

改正前：上表の①～③のうち、いずれかの措置を講じることが義務とされております。改正後においても、この義務につ
いては引き続き変わりありません。

改正後：①と②は、65歳 → 70歳になりますが、これらは努力義務になっております(行わなかったとしても罰則はあり
ません)。③は、今回の改正では特に触れられておりません。④と⑤は、今回の改正で創設されましたが、これらも努力義務
になっております。なお、④と⑤の導入には、導入理由など12項目を記載した計画書の作成および周知、労働者の過半
数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。

このように今回の改正は努力義務となっておりますが、数年後にはいずれかの措置を講じることが義務になると予想されま
すので、70歳までの人材活用について準備を進めておくと思えます。

では、どの措置について講ずる準備を進めるのが良いかを考察していきます。まず、④と⑤は業務委託契約、社会貢献
事業(有償ボランティア活動をイメージ)ですので、雇用によらない措置(労災保険などにより労働者が保護されない)である
ことに加え、計画書や過半数代表との同意が必要で、導入のハードルはなかなか高いのではないのでしょうか。おそらく、改正
前と同様に①～③を導入する企業が多いと思われます。厚生労働省の令和元年「高齢者の雇用状況」集計結果によ
る導入率は、①19.4%、②77.9%、③2.7%となっております。そのため、大部分の企業では、②継続雇用制度の導入
について、70歳までの雇用を見据えて準備を進めていくものと思えます。



◆両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例

小学校休業等対応助成金(小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休業に伴う所得の減少に対応)は、令和3年3月31日までの休暇取得分が対象となります。令和3年4月1日からは、見出しの両立支援等助成金になりますが、いくつか注意点があります。まずは、主な要件です。

- ① 小学校等が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が取得できる特別有給休暇制度(賃金が全額支払われるもの)について、労働協約または就業規則に規定していること。
- ② 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み(次のいずれか)を社内に周知していること。
テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、時差出勤の制度、ベビーシッター費用補助制度 等
- ③ 労働者一人につき、特別有給休暇を4時間以上取得させたこと。

次に支給額です。支給額は、支給対象労働者1人あたり5万円、ただし、1事業主あたり10人まで支給。(上限50万円)となっております。

3月31日までの小学校休業等対応助成金では、休暇制度について就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となっておりますが、本助成金では①のとおり、就業規則等への規定が要件となっている点に注意が必要です。また、支給人数、支給額に上限があることから、就業規則で規定した特別有給休暇を付与しても、上限を超える休業が起きた場合は、超える分については助成金は受給できない点に注意する必要があります(助成の上限を超えていても、就業規則に休暇を定めたら付与しなければなりません)。

新型コロナウイルス感染症がまた拡大傾向を見せている中で、感染者や濃厚接触者による小学校等の休校も広がることが予想されます。先月までは小学校休業等対応助成金の申請が出来たのに、今月は申請できなくなってしまっているケースも出てきています。助成上限があるため、就業規則への規定に積極的になれない企業の事情も察しますが、規定作成の際に必要なであればご相談ください。

両立支援等助成金リーフレット：<<https://www.mhlw.go.jp/content/000756789.pdf>>

新型コロナウイルス感染症対応特例リーフレット：<<https://www.mhlw.go.jp/content/000754794.pdf>>

◆デジタル化へのご協力

4/6 衆議院本会議でデジタル庁の新設などを盛り込んだデジタル改革関連法案が可決し、設置法案で同庁を9/1に発足することを決めました。デジタル庁創設により、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化などの促進が期待されます。

また、新型コロナウイルス感染症の変異株が広がり、4/16現在、大阪府では新規感染者数が1,000人を超える日が続き、重症病床使用率は9割を超えているようです。これまで以上に、感染防止を考えていく必要があります。

こうした国の動きや社会現象を受けて、弊所は社会保険手続きの電子申請化、ミーティングのオンライン化、情報授受の電子媒体化などデジタル化を進めたいと思っています。これまでのやり方を変えるご相談をしたいと思います。ご協力の程よろしくお願い致します。

◆今月の確認

4月は、お子様が入社して扶養から外れたり、昇給が行われやすい月(3か月後に社会保険の月額変更の可能性あり)です。

身上や給与に変更があった場合は、社会保険手続きに関わることも多いですので、弊社までお知らせください。

岸和田城と桜

